

近畿地方整備局
資料配布

発表日時	平成19年4月20日 14:00
------	---------------------

件名	平成19年度貨物車駐車施設の整備等による 交通円滑化支援制度活用地域の公募について
----	--

概要	<p>～ 荷さばき駐車施設設置等に必要経費の一部を助成します！～</p> <p>大都市を中心として、荷さばき目的の路上駐車による交通渋滞等が社会的な課題となっています。この解消を図るため、改正道路交通法による違法駐車取締りの厳格な適用とあわせて、不足している荷さばき駐車施設の設置を図ることにより、道路交通の円滑化を図ることとしております。</p> <p>貨物車駐車施設の整備等による交通円滑化支援制度では、地方公共団体、商工会議所・商店街等の団体、まちづくり協議会などの公的な任意団体、トラック協会等の団体・物流事業者や駐車場事業者等が連携して実施する貨物車駐車施設の設置など荷さばき目的の路上駐車を削減する取り組みに対して支援を行います。</p> <p>平成19年度に実施する貨物車駐車施設の整備等による交通円滑化制度について、地域からの提案を公募します(詳細は公募要領参照)。</p> <p>申請書類受付期間は、平成19年4月23日(月)～平成19年6月29日(金)です。</p> <p>問い合わせ先及び申請書類の提出先は、近畿地方整備局 道路部 道路計画第二課です。</p> <p>公募要領、申請書(様式)、その他参考資料等は以下のホームページからダウンロードできます。 http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/butsuryu/tyusyasisetsu/index.html</p>
----	--

取り扱い	テレビ・ラジオ： 新聞：
------	-----------------

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
------	-----------------------

問い合わせ先	道路部 道路計画第二課 課長補佐 迫 俊郎(内線 4252) TEL 06-6942-1141(代表)
--------	--

貨物車駐車施設の整備等による交通円滑化支援制度公募要領

1. 目的

大都市を中心に都市内においては、荷さばき目的の路上駐車による円滑な交通や歩行者の安全な通行等の阻害が社会的な課題となっています。この解消を図るため、平成18年6月の改正道路交通法による違法駐車取締りの強化・厳格な適用とあわせて、不足している荷さばきのための駐車施設の設置の促進等を図ることにより、道路交通の円滑化に資することを目的としています。

2. 定義

貨物車駐車施設の整備等による交通円滑化支援制度とは、荷主企業（商工会議所や商店会等）、物流事業者、駐車場事業者、地方公共団体等が連携して実施する貨物車駐車施設の整備等、荷さばき目的の路上駐車を削減する取り組みを支援する制度をいいます。

また、貨物車駐車施設の整備等とは、複数事業者が共同で利用できる新規の貨物車駐車施設の整備や既存駐車場の変更による貨物車駐車施設の確保、貨物車と乗用車の時間帯区分による駐車施設の利用や共同荷受け、共同集配等のソフト施策を実施するために必要となる設備をいいます。

3. 対象とする地区

本制度を活用して貨物車駐車施設の整備等を実施する地区は、以下のいずれかに該当する地区とします。

- 1) 各警察署において定められている取締り活動ガイドラインにおいて指定されている最重点路線、重点路線、最重点地域、重点地域
- 2) 都市計画法第8条第1項、駐車場法第3条第1項にいう駐車場整備地区
- 3) 中心市街地等、荷さばき目的の路上駐車による円滑な交通や歩行者の安全な通行等の阻害が課題となっている地区
- 4) 荷さばき目的の路上駐車需要が大量に発生すると予想される開発地区など

4. 支援内容

貨物車駐車施設の整備等を行う者に対し、貨物車駐車施設の整備等に必要な機器等の設置にかかる費用を支援します。

但し、土地購入費（賃借を含む）や荷おろし等を行うための装置は含まないものとします。

5. 国等の支援割合

国が支援する費用は、以下のとおりとします。

（申請者が地方公共団体：6. 1）の場合）

貨物車駐車施設の整備等に必要な機器等の設置に要する費用の1/2以内とします。ただし、支援額は、概ね2,000万円を限度とします。

（申請者が民間事業者：6. 2）、3）、4）の場合）

貨物車駐車施設の整備等に必要な機器等の設置に要する費用の1/2以内とします。ただし、支援額は、概ね2,000万円を限度とします。

加えて、地方公共団体が支援する費用は、国の支援する額の1/2とします。

なお、申請者において、この支援制度の枠外で施設整備の財源を独自に確保することは妨げません。

6. 申請できる団体

国土交通省及び地方公共団体と連携して事業を実施して頂ける以下の団体、組織を対象とします。

- 1) 地方公共団体（一部事務組合、広域連合を含む）
- 2) 商工会議所、商店街等の団体
- 3) まちづくり協議会などの公的な任意団体
- 4) トラック協会等の団体・物流事業者や駐車場事業者等（ただし、複数の事業者の利用が可能な公共性の認められる事業に限る）

7. 申請書の作成

申請にあたっては、貨物車駐車施設の整備等による交通円滑化支援制度の申請書を作成していただきます。

申請書には、別紙様式により次に掲げる事項を記載してください。

- 1) 地区名
- 2) 地区の所在地
- 3) 事業参画組織・団体（事業主体）
- 4) 連絡先（代表者）
- 5) 概要図
- 6) 地域の現状と課題
- 7) 事業の目的・目標
- 8) 設置箇所の概略図及びシステムと運用ルールの検討
- 9) 地区データ
- 10) 実施体制
- 11) その他
- 12) 予算の計画

8. 選定方法

申請された事業は、学識経験者等で構成する「貨物車駐車施設の整備等による交通円滑化支援制度に関する検討会（仮称）」等において、以下の観点から検討が行われ、その結果を踏まえ、実施地域及び内容を選定することとします。

- ①対象地区の条件を満たしているか
- ②実施する事業が対象地区において有効性を持つかどうか
- ③事業実施に向けた条件・方針が明確になっているか
- ④地元住民、関係行政機関、物流事業者、駐車場事業者等との調整等、事業実施に向けた諸環境が整っているかどうか
- ⑤事業を概ね3年以上継続しての実施が可能かどうか 等

9. 選定結果の連絡

選定結果は、概ね2ヶ月の選考期間を経て、応募代表者あてに連絡するとともに、国土交通省のホームページにて公表します。

10. 申請に関する相談等

申請にあたっての相談や申請書類の作成方法等の問い合わせは、事業実施地域を所管する地方整備局等で受け付けています。

なお、相談・問い合わせは、申請書の提出期間前でも結構です。

11. 申請書の提出先及び提出期間

申請を行う際には、申請書（様式）を作成し、事業実施地域を所管する地方整備局（別表）に事業内容を説明のうえ提出してください。電子メール・FAXでの申請は受け付けておりません。

平成19年4月23日（月）～平成19年6月29日（金）

12. 事業期間

貨物車駐車施設の整備等による交通円滑化支援制度により実施する事業（機器等の設置及び効果の検証）は、支援を受けた年度限りの単年度とします。但し、設置した機器等を用いて概ね3年以上事業を実施することとします。

13. 財産権

この制度を活用して、整備・購入された機器等の財産権については、申請者に帰属するものとします。

14. 実施結果の報告

事業実施後（当該年度末まで）に、事業の成果に関する報告書3部及び関連資料一式及びこれらの電子データ一式を、実験地域を所管する地方整備局等へ提出してください。

なお、実施結果については、講演会等での発表や実験に関するアンケート調査等をお願いする場合があります。

15. その他

事業の実施結果については、国土交通省ホームページにて公開します。なお、提出された申請書等は、国土交通省に帰属するものとします。

以上

問い合わせ先、応募書類の提出先

機関名	部署	住所	電話・E-Mail
北海道開発局	建設部 道路計画課	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西 2丁目第1合同庁舎	011-709-2311 shakai-hokkaido@hkd.mlit .go.jp
東北地方整備局	道路部 道路計画第二課	〒980-8602 宮城県仙台市青葉区二日 町9-15	022-225-2171 doukei2@thr.mlit.go.jp
関東地方整備局	道路部 道路計画第二課	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心 合同庁舎2号館19F	048-600-1342 doukei2@ktr.mlit.go.jp
北陸地方整備局	道路部 地域道路課	〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町 1-1-1	025-280-8880 chiiki-douro@hrr.mlit.go .jp
中部地方整備局	道路部 地域道路課	〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の 丸2-5-1 名古屋合同庁舎2 号館	052-953-8170 chiikird@cbr.mlit.go.jp
近畿地方整備局	道路部 道路計画第二課	〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手 前1-5-44	06-6945-7420 doukei2sha@kkr.mlit.go.j p
中国地方整備局	道路部 地域道路課	〒730-8530 広島県広島市中区上八丁 堀6-30	082-221-9231 chiikidouro@cgr.mlit.go. jp
四国地方整備局	道路部 道路計画課	〒760-8554 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同 庁舎11F	087-851-8061 dourokeikaku@skr.mlit.go .jp
九州地方整備局	道路部 道路計画第二課	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多 駅東2-10-7	092-471-6331 kyusyu-douro@qsr.mlit.go .jp
沖縄総合事務局	開発建設部 道路建設課	〒900-8530 沖縄県那覇市前島2-21-7	098-866-0091 dourokensetsuka@ogb.cao. go.jp

貨物車駐車施設の整備等による交通円滑化支援制度について

①背景及び施策の目的

大都市を中心に都市内においては、荷さばき目的の路上駐車による円滑な交通や歩行者の安全な通行等の阻害が社会的な課題。
平成18年6月の改正道路交通法による違法駐車取締りの強化・厳格な適用とあわせて、不足している荷さばきのための駐車施設の設置の促進等を図ることにより、道路交通の円滑化に寄与。

②対象となる地区

- 1) 最重点路線、重点路線、最重点地域、重点地域
(取締り活動ガイドラインにおいて指定)
- 2) 駐車場整備地区
(都市計画法第8条第1項、駐車場法第3条第1項)
- 3) 中心市街地等、荷さばき目的の路上駐車による円滑な交通や歩行者の安全な通行等の阻害が課題となっている地区
- 4) 荷さばき目的の路上駐車需要が大量に発生すると予想される開発地区など

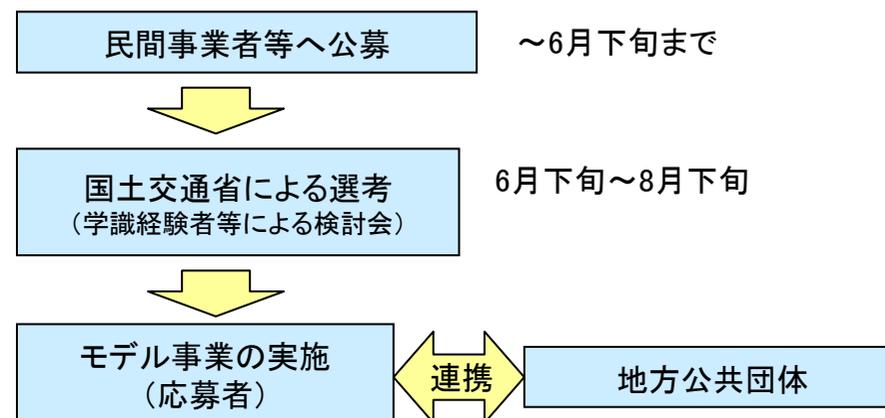
③支援内容

貨物車駐車施設の整備等を行う者に対し、貨物車駐車施設の整備等に必要な機器等の設置にかかる費用を支援。但し、土地購入費(賃借を含む)や荷おろし等を行うための装置は含まない。

④支援対象

- 1) 地方公共団体(一部事務組合、広域連合を含む)
- 2) 商工会議所、商店街等の団体
- 3) まちづくり協議会などの公的な任意団体
- 4) トラック協会等の団体・物流事業者や駐車場事業者等(ただし、複数の事業者の利用が可能な公共性の認められる事業に限る)

⑤支援スキーム



(申請者が地方公共団体の場合)

貨物車駐車施設の整備等に必要な機器等の設置に要する費用の1/2以内。ただし、支援額は、概ね2,000万円を限度。

(申請者が民間事業者の場合)

貨物車駐車施設の整備等に必要な機器等の設置に要する費用の1/2以内。ただし、支援額は、概ね2,000万円を限度。加えて、地方公共団体が支援する費用は、国の支援する額の1/2。

申請者において、この支援制度の枠外で施設整備の財源を独自に確保することは妨げない。

(参考)荷さばき駐車施設の例

ポケットローディングシステム
(東京都練馬区)



ポケットローディング



駐車場を活用した荷さばきシステム



(東京都町田市)